

## 健康保険組合における加入者の住所情報の把握について

令和5年12月8日施行の省令改正により、健康保険組合は加入者の住民票住所の把握が必須となりました。

これに伴い、「被保険者資格取得届」および「被扶養者異動届」などにご記入いただく住所は、居所ではなく住民票住所を記載していただきますようお願いいたします。

※住民票上の住所と居所が異なる場合は、居所欄にも記入をお願いいたします。

また、「住所変更届」を新たに設けましたので、住所変更をされた時はご提出ください。

2023年12月12日  
サンデン健康保険組